平成26年8月

大阪府住宅まちづくり部

タウン推進局

金入設計書（積算書）の

情報公開請求をされる皆様へ

**金入設計書（積算書）の情報公開請求に対する対応の改定について（お知らせ）**

タウン推進局においては、入札における適正な競争性や工事品質の確保、不良不適格業者の排除等を目的とした予定価格の事後公表に伴い、予定価格等を類推して応札することを防ぎ、適正な競争環境を確保するため、金入設計書（積算書）の情報公開に一部制限を加えておりましたが、完成後3年を経過すれば、最低制限価格の類推につながるおそれがないと判断し、下記のとおり、公開基準を改定しますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

記

1. 対象

平成26年8月1日以降に金入設計書（積算書）の情報公開請求を受付した案件

【平成26年8月1日以前に契約締結、又は、完成した案件も同様の対応とします】

1. 公開基準
	1. 契約締結後から、完成後3年までの期間のもの：金入設計書を部分公開

※発注事務所にて公表している積算内訳書の範囲（基本、1式形上の内訳書）までとし、単価情報（代価表含む）は非開示（平成23年11月25日付のお知らせと同じ対応）

　　② 完成後3年を経過したもの：金入設計書を全部公開

　　　 ※ただし、設備関連機器等、独自の単価補正を行っている案件は除く。